生活介護

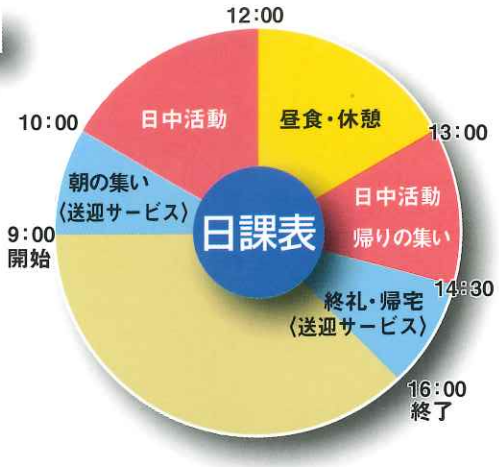
基本方針

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、食事等の介護や創作的活動の機会の提供、その他の便宜を適切に行います。

楽しく健康的に過ごせるよう、創作活動、室内スポーツ、散策やドライブ、テーブルでできる軽作業も行っています。

また利用者の身体機能の維持・向上のために、理学療法士によるリハビリテーションを実施しています。

自力での通所が困難な方、又は希望者にはご自宅まで送迎サービスを実施しています。





◀リハビリ



▲介護作業風景



◀リハビリ



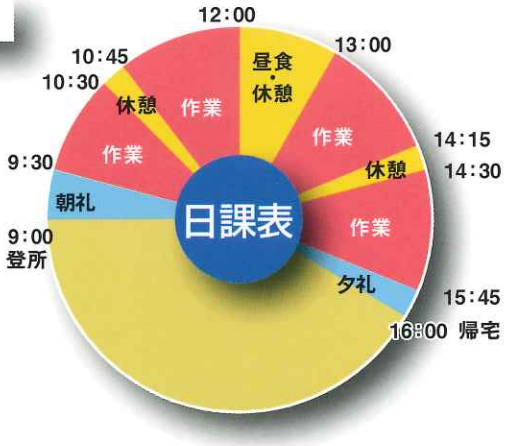
▲レクリエーション

就労継続支援B型

基本方針

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じ、その知識及び能力向上のために必要な訓練を適切かつ効果的に行います。

一般就労が困難な方に対して、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、利用者の地域生活移行の推進、工賃アップによる経済的自立を図るため、生産活動の充実を図ります。調理班、屋内作業班、縫製作業班に分かれ、個々の能力に応じて役割を決めて作業を行っています。



▼屋内作業班



▲調理班

▼縫製作業



▼屋内作業班





ご利用案内（生活介護、就労継続支援B型共通）

■利　用　日：土・日曜を除く毎日
（12月29日～1月3日を除く）

■利用時間：09:00 ～ 16:00

＊市原市内（もしくは隣接する市町村）にお住いの身体障害者手帳、療育手帳を有する方が対象です。